

証人尋問について

宮 尾 耕 二

■ はじめに

*** 基礎の基礎編 ***

- まずは規則
- 証人尋問では事実を聞く
- 証人尋問は最終準備書面を書くためにする
- 証人尋問は心証と調書を取ってもらってナンボ
- 法律で禁止された尋問（総論）
- 証人を侮蔑し、又は困惑させる質問
- 誘導尋問
- 誤導尋問 (misleading question)
- 既にした質問と重複する質問
- 争点に関係のない質問
- 意見の陳述を求める質問
- 証人が直接経験しなかった事実についての陳述を求める質問
- 立証事項に関係のない事項についての主尋問
- 主尋問に関連せずかつ証言の信用性にも関連しない反対尋問
- 反対尋問に関連しない再主尋問
- 具体的又は個別的でない質問
- 異議の出し方

*** 基礎編 ***

- 尋問がうまくなるコツ
- 「突っ込みすぎ」を怖がるな
- まず「核心」を聞け！
- ディテールにこだわれ
- 前向き尋問と後向き尋問
- 速記と録音反訳、要約調書
- 主尋問の準備
- 反対尋問の準備
- 集中証拠調べへの対応
- 報告書について
- 尋問中にどこを見るか
- 偽証の誘惑に負けるな

*** 最後に ***

■ はじめに

証人尋問は、民事・刑事を問わず、訴訟の「天王山」です。何としてもポイントを稼がなければなりません。

しかし、これが難しい。本当に難しい…

私が修習生の時も刑事模擬裁判をやりましたが、その評価たるや散々なものでした。今は最高裁にいる〇裁判官など、「最低だ！」と吐き捨てて傍聴席から出て行ってしまったものです…

ショックでしたね。

それからというものの、「どうしたら尋問がうまくなるのだろう」と悩んできましたが、そのとき思ったのは「実践的な証人尋問のテキストがあれば…」ということでした。

確かに証人尋問についての本はたくさんあります。しかし、それは「達人」の「秘伝」「奥義」レベルの本で、初心者にはチト難しい。また、陪審制を採る国の本は、日本の実情に合わないのでは…とも思います。

新米だった私もいつの間にかキャリア10年となり、修習生の指導も担当するようになりました。そして、今回、皆さんの民事交互尋問の指導担当となりました。

あらためて「いいテキストはないか」と探してみましたが、やはり見つかりません。そこで、「ないなら作っちまえ」と一念発起して書いたのがこのパンフレットです。

なお、誤解を受けぬようにお断りしておきますと、私は「尋問の名手」ではありません。せいぜい、「二流の上」のレベルです。

ただ、初心者への指導は、意外と二流選手の方が向いているものです。何につまづきやすいか、よくわかりますからね。

また、言うまでも無く、このパンフレットに書かれていることは「絶対」ではありません。先輩からの「受け売り」と私の貧弱な経験をもとに書き上げたものです。ですから、是非、これをたたき台にして、皆さんの手で内容を膨らませていただいたら…と思います。

なお、民訴法上は「証人尋問」(190条～)と「当事者尋問」(207条～)とを区別していますが、これをいちいち区別すると煩雑ですから、このパンフレットではこれを区別せず、総称して「証人尋問」と呼ぶことにします。

また、このパンフレットは民事事件を念頭においていますが、刑事事件での尋問もこれと大きく異なることはないと思います。

*** 基礎の基礎編 ***

■ まずは規則

証人尋問とは何か？ 皆さん、民訴法は勉強しておられると思いますので、ここで繰り返すのは失礼というものでしょう(笑)。

ただ、司法試験受験の際には規則にまで手が回らないものです。民事訴訟法規則106条～128条は重要ですから、必ず目を通しておいってください。

規則の規定上、つい忘れがちなことについて注意を喚起しておきます。

106条 証人を申請するについては「尋問に要する見込み時間」を明らかにすることが義務づけられています。ここでいいかげんな見込みを言うと「時間切れアウト」になるので慎重に。

107条 主尋問を申請する時には「できる限り個別かつ具体的に記載した」尋問事項書を提出しなければなりません。

ただ、実務上は、尋問事項書は簡略にして、そのかわりに「陳述書」ないし「報告書」を提出する…というのが定着しているように思います。まあ、その方が効率的かもしれません。

113条 規則上、権利として認められているのは「再主尋問」までです。「再反対尋問」は裁判長の許可がなければできません。

114条、115条 尋問内容についての規定です。これについては後述します。

なお、尋問内容については刑事訴訟法規則199条の3～13の規定が民事訴訟にも事実上準用されていますので、こちらにも目

を通しておいってください。

116 条 文書等を示す尋問についての規定です。書証などを示して尋問するときには、必ず「甲〇号証の△頁の×行目を示します」と指摘しましょう。書証を示すことは日常的に行われていることですが、尋問の効率化及び正確を期するためには、119 条とあわせ、この規定はもっと活用されてもいいかも知れません。

118 条 対質に関する規定。これは私は経験したことがないのですが、「経験者」によれば「結構使える」とのことです。誰か研究してみませんか？

120 条 証人が複数あるとき、後の証人は在廷させないのが原則です（なお、この規定は当事者には適用されません）。実務ではあまり厳格に適用はされていませんが、私の経験から言うと、やはり原則通りやった方がいいように思います。

121 条 傍聴人はいろいろ発言したいもの。「ウソつくな！」とかね。しかし、度がす

ぎると退廷を命じられる旨、きちんと説明しておきましょう。

■ 証人尋問では事実を聞く

証人尋問は、「証拠調べ」手続の一環として行われます。

しかし、修習生諸君の模擬裁判を傍聴させてもらおうと、「証人に『弁論』させてどうするの？」と聞きたくなることが多い。

例えば、主尋問で

弁護士「相手は…と主張しているのですが、あなたはどう思いますか？」

証人「…という点がおかしいと思います」

というやりとりがあるとしましょう。

これでは、証人がいくらの的確に回答しても、証人尋問としては失敗（ムダ）です。なぜなら、このやりとりでは何の新しい「事実」も明らかにされていないからです。

なるほど、相手の主張がおかしいことを裁判官にわかってほしい…その気持ちはわかります。しかし、それは弁論（準備書面）

の仕事です。

証人尋問の場で聞くのは事実のみ。それへの評価、あるいはそれをふまえての主張は「最終準備書面」でやる。このメリハリをつけなければいけません。

■ 証人尋問は最終準備書面を書くためにする

前項で述べたことを逆に言うと、「証人尋問は、最終準備書面を書くためにする」ということになります。

既に固めている事実（書証で立証済みあるいは争いのない事実）と、こちらが主張している要件事実を比較する。証明のために「足りない事実」は何か？これを埋めて、最終準備書面を書けるようにするのが証人尋問の作業です。

書証を見れば明らかなことや、弁論で「争いが無い」と確認されていることを聞いても、その答えを最終準備書面で引用することはない…つまりムダな尋問です。

逆に、せっかく鋭い視点で突いているのに、あと一步の突っ込みが足りないため、

最終準備書面で引用することができないことも多い。手持ち証拠と結論との間を埋めるのに、あと1つ聞いておけば…と後悔しても後の祭り。2度目の尋問はありません。

結局、証人尋問前に最終準備書面の構想を練る。そこから「逆算」して証人尋問の内容を準備する…これが基本だと思います。

■ 証人尋問は心証と調書を取ってもらってナンボ

尋問の初心者が忘れがちなのは、証人尋問は「裁判所に心証を取ってもらう」ための手続だということです。

弁護士と証人とが勝手に盛り上がりだしてもダメです。打ち合わせや議論とは違うのですから。

つまり、やりとりを観客＝裁判官に理解してもらわなければ意味がありません。また、やりとりを「調書」に記録してもらわなければ、裁判官はこれを判決に引用することができません。

そういう視点からすると、規則にはありませんが、次のような尋問は×ということ

になります。

- ・ 小声 法廷は「劇場」です。「観客」にセリフが聞こえないようでは話にならない。

- ・ 早口 調書を取るスピードには物理的限界があります。それ以上のスピードで尋問をしても記録には残りません。

ちなみに、「スピードオーバー」の時は、書記官や速記官が「先生助けて！」と目線を送ってくるもの。それに気づくくらいの余裕がなければプロじゃありません。

また、書記官が「要約調書」を作成する場合は、時々書記官の手元を見て、ちゃんとメモしてくれているかどうかを確認しながら尋問する必要があります。気がついたら鉛筆を放り出していることがありますからね（笑）。

- ・ 語尾なし 「速記」はもの凄い職人芸です。テニオハマまで全部再現される。だから、自分の尋問の速記録を見るとたいたいびっくりする。自分の声を録音したテープを聴いて「これ俺の声!？」と驚くのとよ

く似てます。

そして、速記録を見て驚くのは、いかに日本人が「語尾」を曖昧に、あるいは省略して会話しているか…ということです。例えば

弁護士「これ(は)、どこ(にありましたか)？」

証人「家(の中にありました)」

なるほど、このやりとりでも会話は成り立つ。しかし、こんなやりとりが続く調書は絶望的にわかりにくい。

金田一さんの本によると日本語の特徴は「省略」だそうで、普通に話していると必ず語尾は曖昧になる。そのかわり、表情や語調でコミュニケーションする日本人の能力は抜群だそうです。

その対極にあるのはドイツ語だそうです。別にどっちが優れているかを論じる必要はない。私生活では存分に「日本語」で会話してもらって構わない。

しかし、法廷の尋問の際は、弁護士も証人も「ドイツ語」で会話するくらいの意識を持った方がいいでしょう。

- ・ 横向き 尋問前、裁判官は証人に「前を向いて」ゆっくりと話してくださいと注

意します。

これは非常に大事なことです。

なぜなら、前述のように、日本人は表情でコミュニケーションしてしまうからです。

まず、裁判官に表情を向けることによって、証人の言いたいことを伝えてもらう。私は、証人の証言時の態度、特に表情は裁判官の心証に強い影響を与えていると考えますが、ドイツ人より日本人の裁判官の方がその影響は大きいのではないのでしょうか（笑）。

ところが、証人は、すぐに、尋問者の方を向いて、つまり「横向き」に話をしたがる。これも日本人ならではの…です。

つまり、日本人は、相手の表情を読みながら会話することに慣れているので、第三者（裁判官）の方を向きながら、横にいる人と会話することにももの凄く不安を感じるのです。

しかし、特に主尋問の場合、証人と目を合わせたらもうダメです。こちらがいくら意識しても、素人さんはすぐに「日常会話モード」に入ってしまう。前述の「語尾なし回答」、後述の「先取り回答」のオンパレードになってしまう。

さらに困るのは、証人が弁護士の顔色を見ながら回答するようになることです。例えば、

弁護士「あなたは〇月×日、どこにおられましたか？」

証人「大阪…（弁護士が怪訝そうな顔をしているのを見て）、いや、京都だったかな…（再び弁護士の顔色を確認して）、そう、京都でした。間違ありません！」

これでは弁護士が「表情」で証人に回答を教えているのがバレバレです。こんなやりとりで、裁判官が信用すると思いますか？ もし当日本当に京都にいたのであれば、証言としては失敗ということになります。

・ 一問多答 証人尋問は「一問一答」で行います。それでなければ、聞く方（裁判官・書記官・速記官）がついていけないからです。

ところが…弁護士の質問で「多問」は滅多にありませんが…証人側の「多答」は実に多い。

例えば、

弁護士「〇月×日に、あなたはどこにいましたか？」

証人「そもそも、それを説明するためには、私の仕事と交際関係について説明しなければいけません…△■○×@#\$&。という訳で大阪にいました。」

この証言が終わるまでに裁判官は横を向き、書記官は鉛筆を放り出しているでしょう。そして、尋問予定時間はあっという間に終わってしまう。

それだけではありません。こういう尋問の速記録を見ればよくわかりますが、「多答」の答えを1つ1つに「分解」すると、きわめて不正確、不明確なことが多い。上記の△■○×@#\$&の部分を理路整然と話すことのできる人は滅多にいないのです。

ですから、主尋問の場合は、あらかじめ証人に「答えは一言で。短い方がいい。短かすぎるときは追加で聞くから大丈夫。長すぎるのはどうしようもない。料理の塩加減と一緒にすナ（…薄味なら各自の皿で塩をかければいいが、濃すぎると調整しようがない）」と説明しておかねばなりません。

また、反対尋問の時、ダラダラと答える

証人には「そんなことは聞いていない！」とピシヤリとかましておかないと、証人のペースに巻き込まれますゾ

・ 先取り、かけあい これは主尋問でよくある失敗。証人が「日常会話モード」に入ってしまうと、質問の途中で、「あ、あのことだな！」と質問を先取りし、それが終わるまでに答えてしまう。

例えば、弁護士が「〇月×日、あなたは…」としか言ってないのに、証人が質問を遮って「大阪にいました」と答えてしまうパターン。

そこまでいかなくとも、かけあい漫才よろしく質問が終わるや否や答えてしまう証人も多い。

これも、聞いている方には最悪。調書を取るのには不可能に近い。

また、こういうとき、質問者と回答者と同時に発言してしまうことがある。つまり、先ほどの例でいうと

「〇月×日、あなたは [REDACTED]」

「 [REDACTED]」

発言が重なり合う [REDACTED] の部分は、録音テープでは再現不能です。つまり、最近

はやりの録音反訳調書では「再現不能」と記載されることになる。

ですから、証人との打ち合わせの時「質問は最後まで聞いて。一呼吸置いてから答えてください」と念を押しておく必要があります。法廷で証人がこれを忘れているときは、一言注意しましょう。

・ 指示代名詞 これは弁護士もよくやるミス。「あれ」「これ」「それ」は、尋問の時は禁句です。

弁護士「それはいわゆるアレですな」

証人「そう、ナニです」

弁護士「で、アソコにいたんだ」

証人「ええ。」

笑うなかれ。これ、意外と多いんですよ。私も自分の尋問速記録を見て赤面するのはこれが一番多い。無意識のうちに、日本人の得意技＝「表情・語調コミュニケーション」をやってしまうんですな。自分の記憶ではちゃんと会話してたはずなのに、調書読んでもサッパリわからない(笑)。

ことに気をつけなければならないのは、大きさなどを尋問するとき。

弁護士「それはどれくらいの長さでした

か」

証人「これくらいです(身振りで示す)」

弁護士「ああ、それくらいですか」

これで大きさがわかる人がいたら天才です(笑)。

では、どう聞けばいいか。最初から「それは何センチくらいでしたか」と聞くのも一つの手ですが、「距離(長さ)と時間の証言はアテにするな」と言われるように、証人に最初から数字を言わせると不正確なことが多い。

ですから、一番いいのは

弁護士「それはどれくらいの長さでしたか。手を広げて示してもらえませんか。」

証人「これくらいです」

弁護士「今あなたが示されているのを見ると、30センチくらいですね」

証人「そうです」

とやることだと思うのですが、どんなものでしょうか。

・ 固有名詞 あと、尋問終了後に書記官から「先ほど〇〇さんとおっしゃってたのはどんな漢字をあてるのですか」と質問

されることもよくあります。

これなどは尋問のとき、

弁護士「あなたは誰と会われたのですか。」

証人「カワタさんです。」

弁護士「カワタさんというのはサンボンガワの川にタンボの田と書くのですね」

と確認しておけばいいだけのことです。

また、本当に時間がないときは、あらかじめ「固有名詞一覧表」を書記官に渡しておくと言われますよ。

・ マイク無視 最近はやりの録音反訳調書の場合、質問及び証言を録音して貰わなければ文字にしてもらえません。そうしますと、常にマイクがどこにあるかも意識しなければならない。

尋問中、ウロウロする癖のある弁護士は特に気をつけなければいけません。

■ 法律で禁止された尋問（総論）

前項では法律に規定のない「まずい」尋

問について述べましたが、明文で禁止された「違法」な尋問もあります。

違法な尋問を列挙したのが規則 115 条 2

項です。そこでは

- ・ 証人を侮蔑し又は困惑させる質問
- ・ 誘導尋問
- ・ 既にした質問と重複する質問
- ・ 争点に関係のない質問
- ・ 意見の陳述を求める質問
- ・ 証人が直接経験しなかった事実についての陳述を求める質問

が原則として禁止される旨規定されています。

また

- ・ 立証事項に関係のない事項についての主尋問（規則 114）
- ・ 主尋問に関連せずかつ証言の信用性にも関連しない反対尋問（Ⅱ）
- ・ 反対尋問に関連しない再主尋問（Ⅱ）
- ・ 個別的・具体的でない質問

（規則 115 条 1 項）

- ・ 書類に基づく陳述（法 203）

も禁止されています。

以下、個別に検討してゆきましょう。

■ 証人を侮蔑し、又は困惑させる質問

証人の人格を保護するため、尋問が証人を侮辱または困惑させる目的をもってなされたと認められる質問は禁止されます。

刑事訴訟法規則 199 条の 13 では「威嚇的又は侮辱的な尋問」が禁止されていますが、「威嚇的」な尋問は民訴上も「困惑させる尋問」の一種として禁止されていると理解すべきでしょう。

過去の裁判例には、「手形金請求訴訟において供述者の信憑性を争うため、『供述者に妾がいるかどうか、毎月いくらづつ送金しているかどうか』を質問することは許されない」とされた事例があるそうですが、これに類した質問は多い。

なんせ、この種の質問は依頼者に喜ばれますからね。「いやー、先生、アイツをやっ

つけてくれて嬉しいです…」と。

しかし、これは邪道です。お互い、品のない質問は慎みましょうね。

また、反対尋問がうまくいかないとき、とっさに「ウソを言わないでください」とか「ウソを言うと偽証罪で処罰されますよ」とかいう弁護士がいますが、これも違法でしょう。

まあ、そんな質問しかできないというのは自分でへボだと宣言しているようなものですがね (笑)。

あと、反対尋問の時、やたら証人に近づいて尋問したり、肩を叩いたりする弁護士がいます。

これは意外と証人に心理的圧迫を与えますので、機敏に「威嚇的な尋問になりかねません」と異議を出さなければいけません。

■ 誘導尋問

誘導尋問とは、尋問の中に尋問者の望む答えが暗示されている尋問です。これが禁

止されているのは、証人に不当な暗示を与え、歪曲された証言が提供されるおそれがあるから、とされています。

例えば、「その帽子の色は茶色でしたか」という尋問は、「茶」の部分が誘導になります。誘導尋問でないようにするためには、「その帽子は何色でしたか」と尋問しなければいけません。

主尋問で相手が誘導尋問を始めたら、機敏に異議を出さなければいけません（この点は後述します）。

逆に、尋問をする側からすれば、別に誘導する必要がないのに誘導をすることは、せつかくの証言の証明力を弱めることになります。裁判官は、皆、「誘導では心証は取れない」「弁護士が勝手に喋らせているだけ」と言ってますから。

ただし、誘導尋問が認められる場合もあります。この点については刑事訴訟法規則 199 条の 3、同 199 条の 4 が重要です。

まず、反対尋問での誘導尋問は許されま

す（刑事訴訟法規則 199 の 4）。

主尋問の場合と異なり、証人は反対尋問者に対しては好意を持たず、誘導尋問の暗示にかかる可能性がないからです。

反対尋問で切り崩されて、あわてて「異議、誘導です！」と叫んで大恥をかいた弁護士は私だけではないでしょう（苦笑）。

また、同規則 199 条の 3 は、次の場合には誘導尋問が許されるとしています。

- 証人の身分、経歴、交友関係などで、実質的な尋問に入るに先立って明らかにする必要のある準備的な事項に関するとき
- 訴訟関係人に争いのないことが明らかなる事項に関するとき
- 証人の記憶が明らかでない事項についてその記憶を喚起するため必要があるとき
- 証人が主尋問者に対して敵意又は反感を示すとき
- 証人が証言を避けようとする事項に関するとき
- 証人が前の供述と相反するか又は実質的に異なる供述をした場合において、そ

の供述した事項に関するとき

- ・ その他誘導尋問を必要とする特別の事情があるとき（複雑な取引内容などについて、証人が一定の記憶を有するが、一層正確な供述を求める必要がある場合、証人が老年のために記憶していることを適切に表現できない場合など）

さて、誘導する必要がないときには誘導などしない方がいいということは前述しましたが、どうしても適切な質問事項が思い浮かばないことがあります。そういうときの裏技は「否定させる」ことです。

例えば、「その帽子は何色でしたか」の「何色」という表現が、「突発性ボキャ貧」によって、どうしても思い浮かばないとき

弁護士「その帽子は黒かったですか」

証人「いいえ」

弁護士「ではどうでしたか」

証人「茶色でした」

とやれば、多少「マシ」にはなります。これでも機敏に異議を出されたら誘導なのですが、まだ裁判官は心証を取りやすいでしょう。

■ 誤導尋問 (misleading question)

これは争いのある事実について、あたかも争いのないもののように仮定して、これを前提として尋問するものです。

「仮定尋問」とも言うらしいですが、「誤導尋問」という名前の方が圧倒的に市民権を得ています。

例えば、「あなたは帽子を被っていましたか」という質問に「いいえ」あるいは「覚えていません」と答えた証人に対して、「帽子の色は何色でしたか」とか「帽子は茶色でしたね」と質問する場合は誤導尋問になります。

なぜなら、帽子を被っていたかどうかに争いがあるのに、それを被っていたと仮定して、その色を質問しているからです。

誤導尋問は「証人を困惑させる質問」と「誘導尋問」の境界線上にある違法尋問です。

明文の規定こそありませんが、実務では「誤導です」と言えば十分に意味は通りますので、独立した類型の違法尋問と考えて

よいでしょう。

ちなみに、これは主として反対尋問で見られる尋問です。誘導尋問と異なり、反対尋問だからと言って許されるものではありません。

この尋問は非常に多く見られる尋問ですから、注意しましょう。

■ 既にした質問と重複する質問

この質問が禁止されるのは、これによって何ら新しい事実を引き出すことができず、無駄な時間を費やし、訴訟経済上不得策だから…とされます。

一般論としてはその通りでしょう。

ただし、何事にも例外はあるもの。「主尋問と全く同じことを聞く反対尋問」は、まれに絶大な効果を上げることがあります。

これが効果的なのは、主尋問が誘導尋問であった場合、あるいは証人が弁護士から指導された通りにセリフを棒読みしているような場合です。

このようなとき、反対尋問で全く同じ事項について聞くと、おもしろいように違う答えが返ってくることもある。

例えば、主尋問で「あなたの被っていた帽子は黄色でしたね」「はい」と言っていた証人が、反対尋問で「あなたの被っていた帽子は何色でしたか？」と聞かれると平気で「赤でした」と答えることがある。

これは絶大な効果があります。主尋問全体の信用性が音を立てて崩れてしまいますからね。

ただ、私自身はこういう反対尋問をしたことはない。逆に「やられた」ことは何回かあります。

後述のように、私はまだ未熟なものですから、一問一答式の尋問メモを作って、これを証人にチェックしてもらいます。

このとき、証人が「先生、ここは違います」と言ってくればいいのですが、勝手に「弁護士が帽子は黄色と答えよと言っているのだから、きっとそう答えた方が有利に違いない」と考えたり、「間違っているなどとはこわくて言えない」と考える証人がいるのです。

こういう証人は、主尋問の時には、予定通り証言してくれます（主尋問で予定外の証言をする人もいますがネ）。ところが、反対尋問では、とっさに記憶通り「正直に」回答してしまう…

かくして、私は、目の前で証人がボロボロにされていくのを見て呆然となる。ある意味「ああ、真実はこうだったのか！」と爽快な気分ですらなりますね、こういう時は（笑）。

まして、弁護士と証人が事実と違う「ストーリー」を作っていたりした場合には、なお悲惨なことになります。

やはり、「証言台」というのは神聖な場であって、素人さんがウソを突き通せるほど甘い場所じゃないんですナ。

■ 争点に関係のない質問

ま、これは解説不要でしょう。意外とやっちゃいますけど（笑）

■ 意見の陳述を求める質問

証人尋問の目的は、証人の見聞した事実を報告させるためであって、意見の陳述を求めるものではありません（意見を正面から求めるのは鑑定です）。従って、このような質問は禁止されます。

ただ、注意しなければならないのは、例外として、「証人には、その実験した事実により推測した事項を供述させることができる」とされていることです（刑事訴訟法156条1項）。

これは、性質上は意見に該当するが、実験したものである点において非代替的であり、かつ実験しない者の推測に比べて確実性があるから…とされています。

また、人又は物の同一性、筆跡、性質、能力、年齢などについて意見を求めることは許容しても差し支えないとされています。

結局、「証人に弁論させる」「演説させる」式の尋問が禁止されると思っておけばいいでしょう。

用性にも関連しない反対尋問

■ 証人が直接経験しなかった事実 についての陳述を求める質問

これは、反対尋問権を保障するため、伝聞証言を制限する趣旨です。

ただ、実際に見聞いた第三者が死亡した場合などは例外を認めざるを得ないでしょう。

とはいえ、気をつけないと、民事の場合、訴訟経済を優先するあまり、事実を直接見聞いた本人を証人として呼び出すことができるのに、安易に伝聞証言ですましがちです。気をつけましょう。

■ 立証事項に関係のない事項についての主尋問

まあ、これも説明は必要ないでしょう。

■ 主尋問に関連せずかつ証言の信

権利として認められるのが再主尋問までですから、主尋問に関連しない反対尋問は禁止されます。なお、主尋問の範囲が狭すぎると感じる場合には、双方から証人申請をするのが筋です。

ただ、実際にはそこまで形式張ったことをすることはありません。実務上は非常にルーズと言えるでしょう。

もっとも、最近では再主尋問すらなかなか認められません。従って、反対尋問で新たな事を聞いた場合、それについての再反対尋問（実質的には再主尋問）はできないと覚悟しておかなければならないでしょう。

この点、参考になるのは刑事訴訟法規則199条の5の規定です。

そこでは「証人の尋問を請求した者の相手方は、裁判長の許可を得たときは、反対尋問の機会に、自己の主張を支持する新たな事項についても尋問することができる」

「前項の規定による尋問は、同項の事項についての主尋問とみなす」と規定されている

ます。

従って、その尋問においては誘導尋問が禁止され、本来の主尋問者は再主尋問の機会に当該事項について反対尋問をすることができ、再反対尋問（実質上の再主尋問）もできることとなります。

信用性の弾劾については刑事訴訟法規則199条の6が参考になります。

そこでは「証人の供述の証明力を争うために必要な事項の尋問は、証人の観察、記憶又は表現の正確性等証言の信用性に関する事項及び証人の利害関係、偏見、予断等証人の信用性に関する事項について行う」とされています。

ただ、同時に「ただし、みだりに証人の名誉を害する事項に及んではならない」とされていることに注意しましょう。

■ 反対尋問に関連しない再主尋問

そんなものは最初から主尋問で聞きなさいということですね。

■ 具体的又は個別的でない質問

証人に対しては、個別的または具体的に特定の事項について「一問一答」式に尋問をしなければなりません。証人のほうで自分なりに自由にまとめて叙述するようにしむけるところの、いわゆる「物語式の尋問」は禁止されます。

先ほど、「一問多答」式の尋問にならないように気をつけるように言いましたが、証人が「多答」する原因の多くは、質問が具体的でないことにあります。

例えば、「〇〇は何色でしたか」と聞けば「黄色」とか「青色」とかいう答えが返ってくる。ところが、つい、「〇〇はどんなでしたか」と聞いてしまう。そうすると証人は大きさについて答えればいいのか、形について答えればいいのか、色について答えればいいのかわからないから、思いつくままダラダラと答えてしまう…ということになるわけです。

こういう不適切な尋問をしてしまう最大の原因は準備不足にあります。尋問事項を

作っていると、時たま、自分が聞きたいことをどう表現していいのか迷うことがある。これを尋問の場で即興でやろうとすると、つい焦点のぼやけた具体的でない質問になってしまうのですね。

なお、例外的に「物語式の尋問」が有効な場合があります。

テキストでは「証人が要証事実について直接見聞している場合には、その見聞をまとめて自発的に述べさせるようにしむけることも、事情により相当である」とあります。

私の場合、反対尋問で、いきなり証人が苦し紛れに「〇〇を見た」とか言い出した場合…ごくまれにはありますが…これを使います。

ウソをつくのはなかなか難しいものです。「〇〇を見た」というのがその場の思いつきのウソである場合、「じゃあ、そのときの状況について思いつくまま喋ってください」と言われるのが一番ツライはずです。よほど頭のいい証人でなければ、いきなり理路整然と具体的な状況を話すことはできません。自分で勝手に崩れてゆく。そこに

追い打ちをかけるように尋問でたたみかけてゆけば、効果満点です。

ただ、これは「この証言は苦し紛れのウソに違いない」と確信が持てる場合に限りません。その判断は難しい。そのためにも、事前の記録の検討が決定的に重要なのですね。

■ 異議の出し方

さて、違法な尋問であっても、余程目に余る物でないかぎり、裁判官が自らこれを制止することはありません。

相手の弁護士が、的確に「異議」を出さなければならない。

ところが、これも日本人の性なのでしょう。異議を出すにはなかなか勇気がいる。

「俺の尋問もほめられたものじゃないからなあ」とか「もし、異議が却下されたら格好悪い」とか雑念がよぎっているうちに、次の質問が始まっていたりする…。

もしかしたら、1度も異議を出したこと

がないという弁護士も結構いたりするんじゃないかという気がします。

私の場合、労働争議などで「荒れる法廷」を経験させていただいたおかげで、比較的異議を出すのに躊躇がなくなりました。

では、どんな場合に異議を出せばよいのでしょうか。

まず、何と言っても一番は「再主尋問での誘導尋問」です。

再主尋問では、反対尋問で証人が切り崩されたところをフォローしようとして、ついつい質問が誘導になる。

「先ほど〇〇と仰有ったのは××という意味ですよ」とか、笑っちゃうほど露骨な誘導もしばしばあります。

これを放っておくと、せっかくの反対尋問の成果がパーになってしまいかねない。だから、質問が終わった時点で、機敏に「異議！誘導です」と叫ぶ。

これはホント、面白いくらいに決まります。初心者が異議を出す練習台としては絶好ですな（笑）。

これに対して、主尋問の誘導尋問については、例外が広く認められていることもあって異議を出すタイミングがちょっと難しい。

事前に「これぞまさに争点」という所を見極め、そこで誘導がなされそうときには機敏に「異議！」と叫ぶようにしています。

主尋問・再主尋問に対する異議はそんなものでしょうか。

もちろん、他にも違法な尋問はありますが、たいてい、その不利益は尋問した側にある（要するに「自爆」）。そんなのは放っておけばいいわけです。

次に反対尋問に対する異議ですが、これはバリエーションに富んでいます。

しかし、これを放置しておくと、ボクシングのバッティングなどと同じように、ジワジワと「効果」が出て、証人が崩れてしまうこともありますから気をつけねばなりません。

反対尋問で一番多いのは、「意見の陳述を

求める質問」「証人を侮蔑し又は困惑させる質問」でしょうか。

相手の弁護士が「アンタの言うことはおかしい。」「矛盾している」式にからみついてきたときは、意見を求める質問だとして異議を出さなければいけません。

さらに、これを通り越して「嘘つき」よわばりしはじめたら「証人を侮蔑し又は困惑させる質問」だと異議を出さねばなりません。

また、妙に証人に近づいて圧力をかけようとする弁護士も多いですから、それについても異議を出すべきです。

次に多いのは誤導尋問でしょうか。

これに機敏に異議を出すのは結構難しいのですが、これを放っておくと証人は大混乱して、予期せぬことをしゃべり始めます。

あらかじめ用意したメモの内容を機械的に質問していくタイプの反対尋問や、思いこみ・決めつけのきつそうな弁護士の反対尋問に、誤導は多いような気がします。的確に対応しましょう。

その次に多いのは、私生活上の問題点を

暴こうとする「悪性格立証」でしょうか。これについては「争点に関係のない質問」として対応します。

いずれにせよ、「何か変だ!」と思ったら、反射的に「異議あり」と叫ぶことです。理由は後から考える(笑)。

失敗しても異議が却下されるだけのことでですから気にすることはない。

まあ、あんまり何度も失敗すると怒られますけどね。

ちなみに、ちょっとダーティな異議に「クリンチ異議」(←名付け親は私)があります。

これは、証人が切り崩されそうになったとき、リズムを変えるために、理由がないことを百も承知で出す異議です。

これは……………結構効く。

私も、苦い思い出があります。反対尋問がテンポよく決まり、証人をボロボロにしかかったとき、相手のベテラン弁護士が「異議あり!」と叫んだ。

「何が異議なんや!?!」と憤慨していたら、「誘導です」という。

かつて私が誘導反対尋問に異議を出して

笑われたことがありましたから、「反対尋問では誘導は認められるはずですよ」と、胸を張って反論した。当然、異議は却下です。気持ちよかったですな。

ところが……。反対尋問で何を聞こうとしていたかも忘れてしまった！（大笑）。しかも証人も呼吸を整えて、ニヤニヤ笑っている。クソつたれ、老練な弁護士の術中にはまってしまった訳です。

この「クリンチ異議」、品がないので私はやりませんが、ベテランの先生、特に大阪の先生は平気でやってきます。

こういうとき、どうするか。

大事なことは、反対尋問のリズムを崩されないことです。そのためには、十分に準備をして、何を聞こうとしているのか、目標を明確にしておくことです。そうすれば、尋問中に「頭真っ白」になってもすぐに復活できる。

これさえできれば、相手が「クリンチ異議」を出してきたということは「痛いところを突かれてる」と自ら認めたようなものですから、証人をじっくりと血祭りに上げてあげればいい。

向こうも「ヤブヘビ」と気がつけば、2度はやってこないものです。

*** 基礎編 ***

■ 尋問がうまくなるコツ

これは田川先生からの受け売りですが、証人尋問がうまくなるコツは「時間を守ること」と「最終準備書面を書くこと」だと思います。

まず、時間を守ること。尋問予定時間を30分と約束したら、必ず30分で終わる。限られた時間で必要な事実を聞き出すために、あらかじめ入念に準備する。だから尋問に無駄がなくなり、尋問がうまくなる。

どうしても30分で尋問を終えることができそうになれば？ 最初から「40分必要」と言えばいい。「この弁護士の尋問には無駄がない」「この弁護士は時間を守る」という評判が立てば、裁判所も無理に時間を制限しようとしません。

反対尋問も同様。心証を左右するような

重要な証言がされているとき、「はい時間で
す」と打ち切る裁判官はいません。 「時間
ですよ」と言われたときは「あんたの尋問、
意味ないよ」と言われているのと同じと思
わなければいけません。

次に、最終準備書面を書くこと。先ほど、
「最終準備書面を書くために尋問をするの
だ」と言ったけれど、それが実践できてい
るかどうかをチェックする。

私の場合、最終準備書面で尋問の何割を
引用できるかで「点数」をつけます。主尋
問なら8割、反対尋問なら7割程度が目安。
これを下回るときは「へボな尋問をしたも
のだ」とがっかりする。では、何でへボな
尋問になったのか？ これをきっちり検証
すれば、回数を重ねるたびに尋問がうまく
なる、という訳です。

そのほか、あえて「コツ」として挙げる
ことがあるとすれば、「絶対に負けられない
事件」「絶対に失敗できない尋問」を引き受
けることでしょうか。

激しい労働争議事件などは、金儲けには
ならないけれども、腕を鍛えるには格好の

場。先輩からもノウハウが盗めますからね。

■ 「突っ込みすぎ」を怖がるな

昨年の民事交互尋問。修習生の反対尋問
があつという間に終わってしまった。理由
を聞くと「突っ込みすぎはよくない」とい
う答…。

なるほど、反対尋問には勇気が要ります。
余計なことを聞き出して、相手の主尋問を
補強してしまうこともしばしば。だから、
「最高の反対尋問は何も聞かないこと」と
いう諺もあるくらいです。

しかし、この諺は「下手な反対尋問をす
るくらいなら何も聞かない方がマシ」とい
う意味に理解した方がいいでしょう。本当
に「何も聞かないのがベスト」なら誰も苦
労はしません。

では、「沈黙以下」の反対尋問とはどんな
尋問でしょうか？

ありがちなのは「不自然な点」「矛盾して
いる点」をとりあえず聞くだけの尋問です。

主尋問が不十分で供述が不自然なら、それは相手のミス。最終準備書面でその不自然さを指摘すればいい。中途半端に質問すれば「ここが不十分だよ」とわざわざ教えてあげるようなものです。

例えば、同じ証人が「〇月×日に私は札幌にいました」と証言し、別な箇所で「〇月×日に私は沖縄にいました」と証言したとしましょう。そのままにしておけば、矛盾した供述です。

ところが「あなたは同じ日に別々の場所にいたという。なぜですか？」と質問したらどうなるか。証人は答えるでしょう、「あっ勘違いでした。札幌にいたのは違う日でした」と。あるいは「いやいや午前中は札幌でしたが、午後の飛行機で沖縄に行ったのです」と…。

つまり、反対尋問はただの「揚げ足取り」ではない。これは「必要な事実」を聞き出すための作業なのだ…ということを忘れてはいけません。必要な事実を引き出すために矛盾をつくのなら構わないけれども、ただ「そこに矛盾があるから」質問するというのは、しない方がよっぽどマシなのです（*）。

返す返すも、質問に際しては「何を聞き出し、何を立証するのか」を念頭に置くことです。そして、「ヨシ、これで立証できた」と判断したら、さっさと次の論点へ移る…こうすれば「深追い」をして痛い目に遭うことはありません。

あと、私が気をつけているのは、「逃げ切られる質問なら最初からしない」という点です。

つまり、ある尋問事項を思いついたら、必ず「どんな返答が返ってくるか？」も考えてみる。準備さえ十分なら、大体相手の回答は予想できるものです。そして、何通りかの展開を考えてみて、「これは言い抜けられるな…」と判断したら最初から聞かない。

大体、上の点について注意していれば、「しない方がマシな尋問」と陰口を叩かれることはないでしょう。

ただ、それでも、結果的に「ああ、あそこであんなことを聞かなきゃよかった」「ヤブヘビやったなあ」ということはあります。

でも、「真実が明らか」になって負けたのならそれはそれでいいじゃありませんか。

そんなとき、私は思います。勝つべき事件を負けるのは恥だが、負けるべき事件を勝つのも不正義である…と。

(*) この点については、ある裁判官も「弁護士さんの中には、矛盾した供述を引き出しただけで満足し、後で準備書面で矛盾点を主張して信用性を減殺させようとする方がおられるけれども、判決を書く立場で考えると、『矛盾した理由は何なのか?』まではっきりさせてもらわないと『信用性がない』とは書きにくい。

つまり、単なる思い違いの可能性もあるのだから、矛盾させたままでとどめず、矛盾を合理的に説明できるか?…と問いつめておくことが大切だと思います。

特に調書の形になったものを後で読むと、矛盾供述の言わせっぱなしだと、何の迫力もなく、物足りなさばかりが残るような気がします。」

と仰っておられました。

■まず「核心」を聞け!

反対尋問でやりがちなのは、「外堀を埋めただけで終わり」という失敗です。

私がこれを痛感したのは、とある労働事件でのことでした。労働組合の幹部が、従業員（非組合員）に「暴行」を働いたとして解雇されたが、幹部はそんな事実はない

という。この「暴行」は組合つぶしを狙う会社がデッチ上げたものではないか?

「被害者」に対する尋問は2回行われました。1回目は仮処分 of 審尋の場（証人尋問形式で審尋をするいわゆる「大阪方式」）。大先輩の○弁護士が反対尋問を担当しました。入念に準備の上、この「被害者」がいかに会社と「通じて」いて信用できないかを厳しく問いただしていきました。私も横で聞いていて「さすが」と感心したものです。

ところが、仮処分決定は、解雇は無効としつつ、暴行の事実は認めました。これは私にとっても意外でした。

今はもう時効ですから話しますが、決定後、私は、担当の裁判官に「証人はボロボロになってた。なのにどうして暴行を認定したんですか?」と聞きました。

そのときの答えは「いくら周辺事情でボロボロにしても、それだけで心証は取れない。核心を聞いてもらわなきゃ。○先生は、暴行そのものについてあまり聞いてなかったじゃないですか」というものでした。

私は、そのとき、目からウロコが落ちる思いをしました。いくら周辺事情で証言の信用性を弾劾しても勝てないのだと。核心

部分で証人と対決し、崩さなければいけないのだと。

2回目の反対尋問（本訴での証人尋問）は、私が担当しました。それまで経験した中で一番緊張した尋問でしたが、「虎穴に入らずんば虎児を得ず」の気持ちで、「暴行」があったとされる時の状況を執拗に問いただしていきました。その後、私の尋問の意図を理解した裁判官（仮処分の時とは別の裁判官）が、その延長線上で補充尋問を始めたとき、心の中で「やった！」と叫んだのを覚えています…

最近では、集中証拠調べが一般化し、短時間で勝負しなければいけません。反対尋問の際は「いきなり核心を聞く」「一気に本丸へ攻めあがれ！」くらいの気持ちで臨んだ方がいいでしょう。

それは、裁判官に「今日の反対尋問はまじめに聞くに値しそうだ」と思わせるという意味でも意味があります。いわゆる「ツカミ」というやつですナ。

ちなみに、裁判官が寝始めたら、へボな尋問をした弁護士にも半分責任があるのですゾ（笑）。

■ ディテールにこだわれ

「…!？」と思う反対尋問の例に、敵性証人が思い通りに証言しないとき「ウソを言わないで下さい」とか「そんなこと常識であるはずがないじゃないですか」とか言うパターンがあります。

気持ちはわかりますが、そんな質問をしても、「はい、ウソでした」とか「そんなことあり得ませんよね」とかいう答えが返ってくるはずがない。

あげく、相手の弁護士から異議を出されて恥をかく…。

では、どうすればよいか。

反対尋問のコツは、「議論しないで、徹底的に当時の状況を細かく、具体的に聞きまくる」「ディテールにこだわる」ということです。

その中で矛盾が生じてゆく。それは「ウソは『言葉』で考える」からなのです。

言葉の上では「東に行きながら西に行く」

ことも「札幌で食事しながら沖縄で風呂に入る」ことも、何だってできます。だから、SF小説が成り立つ。

しかし、そのことは逆に、事実をでっちあげること、ウソをつくことはとても難しいということをも意味します。

結論から言えば、人間の能力で完璧なウソをつくことは不可能です。いつの間にか、東に行きながら西へ走っていたりする…特に、その破綻は、十分に頭の回らない細部に現れるのです。

「真実は強い」。そこに確信を持って尋問すれば反対尋問は怖くありません。

先ほど紹介した労働がらみの暴行事件でもそうでした。

「被害者」とされる運転手は、暴行が悪質だったと言いたいがために、組合の委員長と副委員長が二人がかりで暴行を加えたと主張していました。

つまり、まず、副委員長がその運転手の車に近づいてきて、運転席側のドアにもたれかかり、運転席に座っていた「被害者」を窓越しにどなりつけ、暴言をはきつづけていた。そこへ委員長が現れて、運転手の

ネクタイをいきなりつかみ上げ、ぐいぐい引っ張って、運転手の額を窓枠に何回か打ち付けた…というのが運転手の言い分でした。

そこで、私は、まず、副委員長がどのような姿勢で何をしてたかを徹底して具体的に聞きました。

その後で、委員長がどういう角度からどうやってネクタイを引っ張ったのかを徹底して聞きました。

「被害者」は被害の状況を誇張するために、それぞれの問いに精一杯答えていきました。

その結果どうなったか？

「被害者」の言う通りであれば、委員長がネクタイをつかみ上げた瞬間だけ副委員長が消滅しなければいけない。あるいは副委員長の体の中を委員長の腕が突き抜けてしまう…ということになってしまったのです。

もちろん、証人はそのことに気がついていない。彼は「言葉」でウソをついているから、自分の言っていることが物理的に無理だということに気づかなかったのです。

しかし、聞いていた裁判官は気がついた。

裁判官は、自ら、証人に対して「委員長はウデを曲げて引っ張り上げるようにしたのか、それともネクタイをまっすぐ引っこ抜くような感じだったのか？」と質問し、証人は「引っこ抜くような感じでした」と答えました。

そのとき、私は、内心「やった！」と思いました。この時点で、裁判官の心証は固まったと思います。

この例は、最初から意図して尋問し、思い通りに行ったケースですが、そうでなくとも、証人が予期せぬことを言い始めたら、とにかく徹底して具体的に質問することです。

そして、頭の中にイメージを結像させてゆく。もし、証言がウソであれば、なかなか結像してゆきません。その結像しない部分をさらに厳しく問いただしてゆく…抽象的に言えばそういうことになりましょうか。

あるいは、こいつは明らかに出任せを言っているな…と思ったら「じゃ、それについて具体的に好きなだけ喋ってください」と突き放すのも一つの手です。とっさのウソであればほとんど何も喋れないこと請け

合いですナ。

■ 前向き尋問と後向き尋問

さて、今まで述べてきたことは、全部、「裁判に勝つ」ためにはどうすればよいかという視点での話です。

ところが、困ったことに、これだけでは依頼者が納得しないことが多い。

「うちの先生は、しょうもないことばかり聞いて、ぜんぜん相手をやっつけてくれなかった」とか「私にしゃべりたいことをしゃべらせてくれなかった」とか…。

思わず「トホホ…」と言いたくなるような話ですが、テレビや映画に出てくる尋問をイメージしている依頼者にとって、私が今まで述べてきたようなスタイルは物足りないのでしょうか。

では、どうするか。「えーい、黙れ！」「プロのやることにつべこべ抜かすな」と一喝するのも一つの手ですが、これはサービスマンの本道に反するでしょう。また、十分に「ガス抜き」しておかないと、和解も

成立しにくい。

さらに、敗訴ということになった場合、「あのとき先生がちゃんと尋問していてくれなかったから…」と一生恨まれることになる。「勝つためにはあれがベストだったんですよ」と言っても、実際に負けてはねえ…（苦笑）。

以前奈良の民事部総括部長をしておられたM部長とこの点について議論したことがあります。

M部長は「法廷は裁判所の施設だ。前を向いて（裁判官のために）尋問しろ。後ろ（傍聴席…依頼者）に対するサービスは外でやってくれ」という意見でした。私も基本的には賛成です。

しかし、「紛争の解決」という視点からは、「後ろ向き尋問」の存在意義を全部否定することは難しい。

という訳で、私も、「アナタの言うことはおかしいでしょ！」式の「邪道な」尋問をすることがある。

ただし「意識して」やる。

30分の持ち時間があれば、25分で必要な事実を聞き出して、あとの5分で集中的

にやる。その方が依頼者へのインパクトが強いですから（笑）。

ちなみに、後日このことをM部長に話したところ、「わかった。じゃ、最後の5分は俺は寝てるから」と笑ってました。

結局、この問題の根本は、市民にとって裁判が縁遠いものであることだと思います。

将来、参審制、陪審制などを通じて市民自身が裁判手続に参加するようになれば、

「やっつける尋問」「自ら弁論する尋問」が時間のムダであることもわかっただけになるでしょう。

■ 速記と録音反訳、要約調書

先ほど、尋問は心証と調書を取ってもらってナンボという話をしました。

ただ、正確に言うと、調書を取ってもらうことの方が重要です。なぜなら、証拠として後に残るのは調書ですからね。

仮に地裁の裁判官がいい心証を取って勝たしてくれても、高裁の裁判官が資料にするのは調書のみ。それがいいかげんだと、

逆転ということも十分にありえます。

ただ、尋問の際、「速記」が入ったときはそれほど神経質になる必要はありません。速記は驚くべき職人芸ですから、「そこまで取らなくてもいいのに…」と仰天するほど正確に質問・証言の内容が再現されます(…ただ、最高裁の方針で速記は廃止の方向とされているのが残念ですが)。

また、速記のかわりに導入された「録音反訳」も、まあ、それほど神経質にならなくてもいいようです。

発言が重ならないようにとか、テープの切れ目に重要な証言が入らないようにとか、若干気をつけなければならない点もありますが…。

問題は、書記官が作成する「要約調書」です。

これは書記官が証言内容を「要約」して作成する、いわば簡略版の調書です。

なるほど、どんな事件でも速記や録音反訳を入れることは、訴訟経済上無理なのかも知れませんが、結論から言うと、この調

書はコワイ。

まず、この調書では、問い答えの形で記録されませんから、違法な質問がなされてもそれが形跡に残りません。例えば
弁護士「その帽子は茶色でしたね」
証人「はい」
というやりとりも、要約調書では「帽子は茶色でした」とだけ記載される。

これでは、この証言が誘導によって得られたものかどうかが高裁の裁判官にはわからない。

だから、要約調書の場合には、いつも以上に異議を的確・迅速に出すよう心がけなければいけません。

あと、最近頭を抱えている事件でこういうのがあります。

原審は京都地裁だったのですが、審理の途中で裁判官は明らかにこちらを勝たせるよ…とシグナルを送ってきた。

そして、証人尋問の時には、「(もう結論は見えてるんだから) 調書も要約調書でいいでしょう」と言ってきた。

そして、相手方証人を反対尋問でボロボロ

ロに血祭りにあげただけけれど、調書には尋問内容の半分程度しか記載されていなかった。回答不能になった所も省略されていた。

それでも、まあ、「勝てるならいいか」と思っていたら、突然の判決延期…。

いやーな予感がしたら、案の定、地裁判決はよもやの敗訴…!!。

弁論の際にほとんど問題にされていなかった論点を裁判所が持ち出して負ける、いわゆる「抜き打ち判決」「だまし討ち判決」というやつだったのです。たぶん、判決を書き始めてからこの論点に気が付き、弁論を再開しないままに判決を出してしまったのでしょう。

現在、高裁で事件係属中なのですが、地裁の調書がいいかげんなので、はっきり言って苦労してます。

京都地裁の裁判官に対しては「コノヤロ、騙しやがったな！」とはらわたが煮えくりかえるのだけれども、油断したこっちも悪い。

ではどうすればよいか。

これからは、「要約調書でいいですか」と

言われたときは、「いいですが、当方も録音をさせていただきませんか。許可いただけないのなら同意できません。」と切り返し、本当に録音機を持ち込もうかと思っています（最近は2万円も出せば小型・高性能のICレコーダーが買えますからね）。

いやらしい話かも知れませんが、それくらいの自衛手段を取らなければ怖くてやてられない…というのが最近の心境です。

■ 主尋問の準備

「主尋問と反対尋問のどちらが難しいか」と聞かれたら、私は「主尋問の方が難しい」と答えます。

なんせ、反対尋問は成功すればもうけもの、主尋問は成功して当たり前。ところが、主尋問での「失敗」が多いんです、これが。

では、主尋問の失敗にはどんなパターンがあるか？

1つは、打ち合わせと違うことを証人が喋り出すパターン。尋問途中で「コラ、お前何言い出すネン。話がちゃうやないか!?!」

という場合ですナ。

もう1つは、予定していた証言内容の不自然さに、尋問者自身気づいていないパターン。反対尋問や裁判官の補充尋問で証人がボロボロにされてゆくのを目の当たりにして、「おお、ナルホド、そうであったか！」と…感心している場合ではないが…思わず感心せざるを得ない場合です。

この2つの失敗に共通しているのは、打ち合わせ段階で尋問者が的確に事実を把握していない…ということです。

では、なぜ事前に把握できないのか。

1つには「依頼者は嘘をつかない」という思いこみがあります。しかし、これは大きな間違いです。必死になるあまり、依頼した弁護士にすら事実を正確に話さない依頼者は多いですから。あるいは、弁護士が勝手に「こうだったんじゃないの？」と絵を描いてしまい、依頼者がこれに迎合してしまうということもあります。

もう1つは、依頼者の言い分、あるいは自分の主張というものを客観視することがなかなかできないということです。

では、これを予防するにはどうしたらいいでしょうか。

まず、できるだけ現場に足を運び、客観的な証拠を収集し、丁寧に分析すること。あるいは打ち合わせの時間を十分にとることが大事です。

次に、複数の弁護士で弁護団を組み、討論をすることです。本当にシビアな弁護団会議では、相手の反対尋問より会議での追及の方が鋭く厳しい…ということが往々にしてあります。そうすれば、「独りよがり」の弊は未然に防止されるわけです。

次に、「尋問メモ」をどう作るかの問題があります。

私を知る限り「尋問の名手」と言われる達人の先生方に共通するのは、あまり詳細なメモは作成していない…例えば便箋一枚のメモしか準備しない…ということです。

これに対し、私のような未熟な弁護士は、一問一答式の「台本」を作ってしまう。結論から言うと、これが私が自分を一流ではないと評価するゆえんです。

私が「台本」を作る理由はいろいろあり

ますが、要は能力が足りないのです。

決められた時間の中で、効率よく、かつ漏れ落ちなく、誘導尋問をせずに質問をするためには、残念ながら私の能力では、尋問事項を全部書き出して「シミュレーション」せざるを得ない。

また、証人にあらかじめ「証人尋問とはこういうもの」と説明するにも「台本」を準備した方が手っ取り早い。

そんな訳で、ついつい「台本」を作ってしまうのです。

しかし、達人の先生はこれを否定します。それは、「筋書き」を固めすぎてしまうからです。

余りに固めすぎると、証人が真実を語るなくなる…困ったことですが、これは本当です。

先ほど、反対尋問で主尋問と全く同じ質問をされて大恥をかくことがある…と書きましたが、それはこういう「台本」を準備したときに往々にして起こります。

また、あまりに固めすぎると、証人がそれと違うことをしゃべり始めたとき、尋問者もパニックを起こしがちです。よく「あ

なた、打ち合わせの時には〇〇と仰有ってたじゃないですか」式の尋問を聞くことがあります。供述が変遷していることを裁判官の前で「自白」してどうするんでしょう？

ちなみに、私も、証人が打ち合わせと違うことを喋り始めると、ついつい「鼻の穴」が膨らんでしまい、ベテランの先生の餌食にされてしまうのです（トホホ）。

メモ派の先生は言います。「法廷で出た言葉こそが真実なのだ」と…。

おっしゃる通り。

私も、台本を準備せず、即興で完璧な主尋問ができるようになりたいものです。

ただ、「台本」レベルにとどまっている場合でも、次のようなことは心がけた方がいいでしょう。

まず、できるだけ尋問メモを証人と一緒に作ることです。

「完成」した尋問メモを証人に見せて「間違ありませんか？」と聞いても、証人はなかなか真剣に検討してくれません。

ですから、メモを作成する段階から一緒

に作業する。

私の場合、相談室にパソコンを持ち込み、
私人用のモニターも用意して、メモを作成
する過程そのものをチェックしてもらいま
す。こうすれば、証人も、「あ、先生、そこ
違います」と気軽に言えるというもの。

なお、事前に報告書を提出する場合には、
この報告書を一緒に作成することも忘れて
はいけません（尋問事項が報告書の内容で尽くさ
れているときは、報告書作成の打ち合わせだけです
ますこともあります）。

次に、証人が打ち合わせと違うことを喋
り始めても、尋問者は絶対に動揺しないこ
と。

鼻の穴を広げたりせず（笑）、さりげなく
軌道修正をはかるよう頑張りましょう。

本当に大事な尋問の時には、事前に「模
擬法廷」をするのも一つの方法です。

相談室で、壁を向かせ、一問一答式のや
りとりを試みてみる。これだけで、問題の
多くを事前にチェックすることができます。

■ 反対尋問の準備

反対尋問を「準備」といっても、主
尋問と異なり、あらかじめ打ち合わせする
わけにはいきません。

しかし、主尋問と同じ、あるいはそれ以
上の準備が必要ですし、それは必ず成果と
なって生きてきます。

では、反対尋問の準備のためにはどんな
ことをするのでしょうか。

まず、証人がどんなことを言い出すのか
を予測し、かつそれを叩くため、徹底的に
証拠を分析し、事件の内容を把握しておく。

ただ、そうはいつでも、ただ漠然と記録
と書証を読み返しているだけではだめです。
私の場合、次の3つの作業をしながら記録
を読み込んでいきます。

- ・ 「書証目録」と「事件年表」（時系列表）
の作成…これは同時進行でやります。

「書証目録」は、単なる目録ではなく、
一つ一つの書証に何が書かれているかもメ
モしてゆく。「事件年表」は、争いのない事
実を含めて、とにかく関連する出来事を全
て時系列順に整理してゆく。そして、前記

の書証目録の日付・内容もこの事件年表の中に落としてゆく訳です。

この作業をやっていると、思いもかけない「発見」や「ヒラメキ」があります。それをリアルタイムで逐一メモしてゆく。これが反対尋問の「切り口」になってゆきます（…従って、書証目録・事件年表作成作業をエクセルやデータベースソフトでやってはいけません。まして、他人任せにははいけません。ワープロソフトでシコシコ作業して初めて発見やヒラメキが得られるのですから）。

また、この表をつくっておけば、証人尋問の場で思いがけない展開になっても、すぐに対応することができます（…複雑な事案の場合には、作成した事件年表を準備書面の別紙として添付することもあります。一部の裁判官は判決を書くのが楽になると喜んでくれますね）。

・ 複雑な事件の場合、「争点整理表」を作成することも意味があります。

私だけかも知れませんが、相手の準備書面や報告書というのは余り読みたくないもの…つい、流し読みで終わってしまう。ところが、これを熟読すると、意外と「情報の宝庫」なんですナ、これが。

そこで争点整理表を作る。自分の主張に

対して相手が何を言っているか、対比メモを作ってゆけば、その過程で相手の書面を熟読できるわけです。そして、その過程で気が付いたことも逐一メモしてゆく。

上の「3点セット」ができあがったときには、「ヒラメキ・メモ」は、未整理だけでもかなりの量になっているはずです。その中にはワクワクするような発見もたくさんあるでしょう。さあ、これをどう料理してゆくか。

私の場合、このメモをもとに、反対尋問のシナリオを作ってゆきます。証人をどうやって追いつめてゆくか、尋問をシミュレーションしてゆく訳ですな。

その際、注意することが2つ。

まず、証人とのやりとりで何を聞き出したいのか、目標＝要証事実を明確にすることです。言い換えれば、その尋問の結果が、最終準備書面の中でどう位置づけられるのかをきちんと言葉にしておく。それを尋問メモの冒頭に書いておく訳です。

主尋問ですら予期せぬハプニングが続出するので、反対尋問では全く予期せ

ぬ展開になることはしばしばです。

そのとき、目標を定めておけば混乱しない。いわば、北極星みたいなものです。とにかくどこへ行きたいのかさえしっかりしていれば、即興でも意外に的確な尋問をしてゆけるものです。

ちなみに、記録の検討を十分したのに、それでも予期しなかったような証言を証人がしたとき、焦る必要はない。そういう場合、その証人は苦し紛れに出任せの事を喋っている事が多いからです。つまり、絶好のチャンス! …ただ、こっちも事前の準備ができていないから、ボクシングで言えばノーガードの叩き合いになる。そのとき、きちんと目標を持っているかどうかで尋問の出来映えは大きく変わってくるんですね。

次に、尋問のシナリオを作るとき、予想しうる全ての回答に対応しなければならない。つまり、複数の回答に対応したフローチャート的なシナリオでなければならない。

これは3つの意味で役に立ちます。

まず、当然ですが、あらかじめ準備した「網」が広ければ広いほど、証人を「絡め取る」可能性が高くなります。つまり、期

待したとおりに証人が答えてくれなくても、2枚腰、3枚腰、4枚腰…で粘れる体制を整えておく訳です。

また、仮に事前に予期できない展開になったときでも、事前シミュレーションで頭を鍛えておけば、その場での頭の回転は数倍速くなります。

さらに、あらかじめ「逃げ切られる」可能性のある質問を排除することができます。反対尋問の時間は限られています。逃げ切られる尋問なら最初からしない方がよっぽどマシですからね。

■ 集中証拠調べへの対応

私が弁護士になりたてのころは、「反対尋問は調書を見てから準備します」と平気で言えたものです。

従って、最初に集中証拠調べの話聞いたときには「そんなことホンマにできるんかい!?!」と考えていましたが、いつの間にか定着したというか、定着させられたというか…。

ただ、今まで述べてきたことをきちんとやれば、何とか対応できるな…というのが実感です。というより、私のノウハウは集中証拠調べの中で蓄積されたと言ってもいいかもしれません。

ちなみに、私は集中証拠調べの時には4種類くらいの筆記用具を準備してゆきます。あと、ポストイットの付箋紙も。

主尋問で予期せぬ事態が生じたときにとっさに反対尋問メモを修正したりするのに便利ですからね。

■ 報告書について

主尋問に先立っての「報告書」についても、いろいろ議論はありましたが、これを提出する実務が定着したと言えるでしょう。

実際、報告書も詳細な尋問事項書もなければ、反対尋問の準備のしようがないですからネ。

つまり、集中証拠調べを実施するについて「報告書」は必要不可欠と言えるでしょう。

さて、かつての「報告書」に反対する意見の多くは、「反対尋問のテストにさらされない供述証拠が証拠として採用されることへの反発」…だったと思います。

しかし、私の実感では、報告書は逆の意味でコワイ。

つまり、主尋問の難しさについては前述しましたが、報告書はそれをさらに難しくする。いくらスムーズに尋問が進んでも、報告書の中身と矛盾すれば、大失敗な訳ですから。

ところが、報告書作成段階では、証人もそれほど気合が入っていないせいか、結構いいかげんなものを出してきます。弁護士がかわりに起案してあげても、証人はきちんとチェックしてくれない。

ですから、報告書の作成にあたっては、主尋問の準備と同じくらいの緊張感をもってやる必要があります。そうしないと、顔面蒼白の事態になることは必至。

他方、反対尋問をするについて、報告書くらい有り難いものはありません。なんせ、あらかじめ主尋問の内容がほとんどわかる

訳ですからネ。

では、どんな報告書を出せばいいのか。

「手抜き of 報告書を提出したら？」…なかなか good なアイデアですね (笑)。

しかし、最近ではかつての半分くらいしか主尋問の時間を認めてくれません。普通で 30 分。余程の事情がなければそれ以上の時間を取ってもらうのは困難です。

そうすると、本番の尋問で聞けることは「骨格」だけになる。それ以上は、やはり報告書で…ということになってしまう訳です。

ただ、私の場合、ギリギリの妥協線として、「報告書の核心部分は簡潔に。周辺部分は丁寧」と心がけています。

つまり、経歴とか、核心部分に至る導入部 (実質上争いのない部分) については、「詳細は報告書に記載の通りですね」とサラッと流せるようにしておく (その意味で、「書面に基づく陳述」についての規制はだいぶ緩和されてきていると言ってもいいでしょう)。

他方、要件事実の核心部分については、証人尋問の場で詳細に聞く分、報告書は簡

略なものにしておくのです。

まあ、これが許されるギリギリのところでしょうか。

なお、「報告書を提出しておけば、主尋問はいいかげんでも大丈夫」と錯覚しがちですが、どうもそうではないらしい。

裁判官に聞いたところでは、皆、「心証を取るのは主尋問」だという。「報告書など所詮弁護士がつくった『作文』だから、それでは心証は取れない…」ということです。

その意味でも、要件事実の核心部分については与えられた 30 分で聞き出す…その方が better でないかと思うんですが、どんなもんですかね。

■ 尋問中にどこを見るか

「尋問中、どこを見てますか？」…この質問は、弁護士のウデをはかるには good な質問です。

サッカーやバスケットの名選手は「背中に目がついてるんじゃないか？」と言われ

るくらい視野が広い。

尋問もこれと一緒にです。ついつい証人の顔ばかり見てしまいがちですが、実は視野を広く持てるかどうかがとても重要なのです。

まず、一番の「観客」である裁判官がどんな反応をしているか。

尋問を熱心に聞いているか。メモを取り始めたらしめたもの。問題意識がガッチリ伝わっている証拠です。

逆に、裁判官が扇子をバタバタさせはじめたり、眠そうな顔をしたり…という場合には要注意。

次に書記官（又は速記官）。ちゃんと手が動いているか。尋問のスピードについてきているか。「早すぎます！」というサインを送ってきてないか。

次に、相手の弁護士。特に若手の弁護士は自分の証人が思うように証言しないとき、それを無警戒に表情に出すことが多い。

私も、駆け出しの頃、U先生から「おまへの鼻の穴が広がったら、そこを突いたら

ええんや。楽勝やのう！」とからかわれましたが……実に、凶星でしたね。

そして、傍聴席。証人の家族などを観察していると、ホント面白いくらい無警戒に「チェッ」とか「マズイッ！」とか「ヨシヨシ」とか顔で喋っている。これを見逃す手はありません。

逆に、証人を見つめすぎるのは禁物。

特に主尋問のとき、証人の目を見るのは禁物。あっという間に「横向き」尋問が始まって、「日常会話モード」に入っていきます。

そういうときは、意識的に視線を切って「ドイツ語」で質問するように心がけなければいけません。

■ 偽証の誘惑に負けるな

主尋問の準備をしているとき、証人から「先生、本当はこうなんですけど…」と打ち明けられたらどうしますか？

相手はその事実気が付いていない。積

極的に偽証しなくても、その事実を「忘れた」ことにしてくれさえすればいい…。こういう局面は、数多くあります。

しかし、弁護士たるもの「偽証」の誘惑に負けてはいけない。それは、アナタ自身のためでもあります。

弁護士の仕事は、「過去の事実を現存する資料から合理的に推定してゆく」という点で、考古学者の仕事に似ています。大先輩の田川先生は、しばしば「弁護士は小さな歴史家たれ」とおっしゃいますが、なかなか含蓄のある言葉ですね。

さて、最近、この考古学の世界で「ゴッドハンド」と賞賛されていた人物が、実は発掘品を捏造していたというショッキングな事件がありましたよね。弁護士が偽証を容認するのは、これに通じるものがあると思います。

なるほど、1回、2回であれば偽証は見破られないかもしれない。しかし、これは絶対に癖になります。たとえ100回うまくいったとしても、101回目にそれがばれたらどうするか。

偽証がばれる典型的パターンは、偽証し

た本人が良心の呵責に耐えられなくなって、自ら「私は偽証しました」と暴露するパターンです。そのとき、「弁護士さんも証言がウソだということは知っていたはずですよ」と言い始めたら、あなたの弁護士としての信用はガタガタになる。バッジをはずすことを真剣に考えなければならなくなるでしょう。

私たちは「事実」で勝負する。別なところでも言いましたが、「負けるべき事件を勝つのは不正義である」というくらいの気概があってこそ、プロと言えるでしょう。

では、予想しなかった事実が出てきたときどうするか。あるいは、どう事実を組み合わせても意図する要件事実にとどりつけないときはどうするか。

証人が「実は…」と言い始めたときは、それを隠すのではなく、むしろそれを組み込んだうえでも成り立つストーリーはないか…と思考をめぐらせたほうがいい。

考古学にたとえば、仮説そのものを組み直してみる。

つまり、事実に対する「謙虚さ」というものが重要なんですね。今までずっと組み

立ててきたストーリーというのは、あくまでも仮説でしかない。弁護士が（あるいは依頼者が）把握している事情は、真実のごく一部でしかないということを肝に銘じるべきです。

ただ、「絵を描く」のが好きな先生というのは確かにいます。偽証教唆というほどではないけれど、「こういう筋書きにしておけば勝てる」と依頼者・証人にアドバイスするわけです。真偽は定かでないけれど、検察官出身の弁護士にそういう先生が多い…とも聞きます。

しかし、それで負けたときは、どうするのでしょうか。他人事ながら心配になります。「事実がこうだから負けた」のではなく、「筋書きの立てかたを間違えたから負けた」というのでは依頼者は納得しないでしょう。

所詮、1人の弁護士が描いた筋書きなど、違う視点から見ればいろいろおかしい点があるものです。私自身「完璧な主尋問」と思っていたら、反対尋問で思いもよらぬ点をただされて「おお、ナルホド」と驚いたことは1度や2度ではありません。

その意味でも、事実に対して謙虚にならなければならないと思います。

*** 最後に ***

いろいろと書いてきましたが、なかなかノウハウを全部書ききることはできませんね。あと、「書面に基づく陳述」をどうするか…など、テーマとしても書き残したこともあります。

でも、もう時間切れです（笑）。これは後の宿題としておきましょう。

ただ、まあ、これで一応「模擬裁判」レベルのテキストにはなったでしょう。

あとは、高名な先生方の書かれた本がたくさんありますから、ご自分で勉強してください。

最後に、「模擬裁判」で心がけるべきことについてアドバイスさせてもらいましょう。

まず、「絶対におちゃらけない」「真剣勝負」を心がけることです。

私自身が修習生のとき、一緒にチームを組んだ修習生は、尋問が余りにうまくいかないもので、つい「笑い」に逃げようとした。これが○裁判官の逆鱗に触れた訳です。

かわいそうですが、これは修習生が悪い。だって、本番ではどんなに苦しくても勝負からは逃げられないのですから。

他方、「結果としての勝ち負けにはこだわらない」という心がけも大事です。

だって、証人はみんな偽物、シナリオに基づいて「偽証」してるんだから、どんなに的確な尋問をしても変な答えがかえってくることもままある（笑）。

先ほど、「証人尋問で弁論してどうするの？」と思うことがあると書きましたが、その修習生は「だって、模擬裁判では、最終準備書面を書く機会がないんだから仕方ないじゃないですか」と答えました。

これは間違ってます。あくまで「勝つためにベストの尋問」かどうかが問われているのであって、実際の勝ち負けなどどうだっていいのですから。

むしろ、模擬裁判後の講評の際、「この尋問の意図は何か？」「なぜ、こういう聞き方

をしたのか？」という質問に答えられるように心がけましょうね。

あと、ありがちなのは、主尋問の準備不足。

証人役の先生方は、皆、取材に来てもらうのを心待ちにしていたのに、修習生の方が妙に遠慮して来ない…ということをよく聞きます。

そんなことに遠慮するくらいなら、他の所で遠慮しなさい（笑）。今度の証人役の先生方も修習生時代は先輩の時間を「浪費」したんですから、気にすることはありませんヨ。

では皆さん、健闘を祈ってます。

おわり

【追補】

以上、証人尋問について、不十分ではありますが、私の意見をまとめてみました。

幸い、修習生の皆さんには好評を得るこ

とができたようで、初心者向けのテキストとしてはまずまずの出来だったかな…と自負しています。

ただ、証人尋問にある程度慣れてくると、新しい問題も出てきます。

それは、必要以上に多くのことを証人尋問で立証したくなる…ということです。

しかし、証人尋問以上に大事なことは、客観的な資料・証拠をいかに蒐集するか…ということです。

それをおろそかにして尋問の技術をいかに磨こうとしても本末転倒というべきでしょう。

今年の模擬裁判では、田川先生に裁判官役をお願いしましたが、「この事件を証言だけで事実認定するのは難しい。登記申請及びそれに関連する手続の書類がなぜ書証として提出されていないのか。手続は全て法律に規定されている。それを詳細に調べて、依頼者が集めることのできない資料を入手するのがプロの弁護士というものではないか」という言葉が印象的でした。

私も、忙しさにかまけ、あるいは無知か

ら、事件を必要以上に難しくしてしまっているのかも知れません。自戒しなければと思っています。(2003.1.7)

【追補 その2】

最近、「最終準備書面はいつ書くのが一番いいですか?」という質問を受けました。

これについてはいろいろ意見があるでしょうが、私の場合、次の様にしています。

まず、尋問直後、まだ記憶が鮮明なうちに、最終準備書面の骨格のメモだけ作ってしまいます。まだ調書ができていないので正確な引用はできませんが、事件に関する情報が全て頭にインプットされて、しかも尋問の記憶も鮮明…という最高の状態は2度とありません。後からこの状態に戻るのには不可能です。だから、「あらすじ」だけはメモしておく。こうすると、後の作業が大変楽になります。

ただし、ラブレターと一緒に、興奮状態のまま最後まで完成させてしまうとロクなものではできあがりません。ですから、あくまで骨格＝2～3枚程度のものにとどめて

おいたほうが良いようです。

さて、調書が出来上がって、書面提出期限が迫ってきました。尋問調書を見ると、これが結構莫大な量になっていることが多い。尋問メモ通りに進まなかったところなど、「俺、何を聞こうとしてたのかな？」と思うこともしばしば（苦笑）。

こういうときは、遠回りせず、尋問調書を書き写していくのが一番近道です。書き写していくうちに、尋問時のカンが戻ってきますから（…なお、最近の OCR ソフトはデキがいいので、調書をスキャナーで読み込んでしまうという荒技も時々使います）。これを要約・整理しながら、尋問直後に作成してあった「骨格」に貼り付けていくわけです。

あとは、推敲に推敲を重ねて、完成させる訳ですね。（2003.6）

【追補 その3】

このパンフレットを読んだ方から、「『突っ込みすぎを怖がるな』の章は面白いけど、具体的にどうすれば突っ込みすぎを防げるのか、もっと説明して欲しい。」というご指

摘をいただきました。

なるほど、本文の表現だけでは少しわかりづらかったかも知れません。

大事なことは、どこまで聞き出せば最終準備書面が書けるか…争いのない事実+手持証拠と要証事実との間の「隙間」を埋めることができるか…の「見極め」をすることだと思います。

最低限必要な事実を聞き出したら、それ以上の質問は無駄。予期せぬ答えが返ってくるリスクの方が大きい。

だから、「これで立証できた」と思ったら長居は無用、さっさと別な論点へ移る。時間は限られているし、立証しなければならぬ事項は沢山あるのですから。

逆に言えば、「突っ込みすぎ」は、この「見極め」ができぬまま、屋上階を重ねているうちに起きる。

では、なぜ見極めできないか？ その原因は、埋めるべき「隙間」の検討と「尋問シュミレーション」の不足にあります。

「反対尋問の準備」の項で「尋問をシュミレーションすべき」と書きましたが、そ

これはこの「見極め」点の検討という意味もあるのですね。

なるほど、「あと一言」を聞き損ねて失敗するか、必用のないところまで聞きすぎて失敗するか…この見極めは、サッカーのオフサイドラインをめぐる駆け引きに似て、ある程度の慣れが必用です。

しかし、サッカーでも相手の研究と練習でこれを克服できるように、事前の準備でかなり対処できます。

私の経験では、たとえ事前に予測不能な展開になっても、全くシミュレーションしていない場合に比べて、しておいた方が、はるかに見極めは正確になります。これもサッカーの練習と一緒にではないですか？

そして、本来のテーマに戻るならば、初心者には、準備しても防げない「突っ込みすぎ」を怖れてはいけません。

サッカーにこだわるようですが、最初からオフサイドトラップにビクビクしているようなFW選手は大成しないでしょう。

証言で埋めるべき「隙間」＝ゴールがある以上、そこをめがけて突進しなければ。

それをしないで「突っ込みすぎ」もへったくれもありません。シュートを打たなきゃ点は入らない、聞くべき事は聞かないと裁判に勝てないんですから。

そして、目的意識をもった、かつ事実を聞き出す尋問であれば、仮に不利な証言を引き出してしまっても、それは真実である可能性が高い。

その時は、悩む必用はありません。尋問後、この「失敗」がなぜ起きたのか、防ぐことはできなかったのかを検討して、防ぎようがなかったのなら忘れましょう（笑）。防ぎようがあったと思うのなら、次同じ失敗をしないように気をつければいい。

いずれにせよ、「隙間」があるのにそれを聞かずに失敗するよりは、はるかに有意義な失敗だと思います。

あと、全然別次元の問題ですが、やりがちなのは、「…あなたの仰ったとおりなら、〇〇という点がおかしいじゃないんですか？」という具合に「意見を求める質問」を敵性証人相手にやってしまう場合です。

本文でも書いたように、「おかしい」ことは最終準備書面で指摘すればいいのであつ

て、こんな質問に意味はない。百害あって一利なしです。

例えば、本文でも紹介した労働がらみの暴行事件の件でも、最後に「さて、あなたの言うとおりになら、副委員長の体の中を委員長の腕が突き抜けたことになりませんか？」と質問したらどうなったでしょうか。証人は、余程の間抜けでない限り、「そうですね、おかしいですね」とは答えません。とっさに「ああ、その時だけ、副委員長は委員長から『どけ』と言われて横にのけたんですわ」などと言い出すでしょう。それがウソだと立証するのは一苦労です。これは「突っ込みすぎ」というより「調子に乗りすぎ」と言うべき失敗ですが、この類のミスは、先ほどの「見極め」の問題と違って、ちょっと気をつければ防げるものです。

証人には「この弁護士何を聞いているのかな？」と思わせておいて、最終準備書面で顔面蒼白にさせる…これぞプロの技だと思うんですが、ちょっと陰湿ですか（笑）。